年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和８年 10 月 29 日答申分

○答申の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

（２）年金記録の訂正を不要としたもの　　０件

厚生局受付番号　：　九州（受）第 2600091 号
厚生局事案番号　：　九州（厚）第 2600018 号

第１　結論

請求者のＡ社における令和６年１月 25 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

令和６年１月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和６年１月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 62 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　令和６年１月 25 日

Ａ社から支給された請求期間に係る賞与について、賞与支払届の届出漏れが判明したため届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社が提出した請求者に係る賞与明細書によると、請求者は、同社から請求期間において 20 万円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。